

## 医療法人正生会佐藤医院居宅介護支援事業の運営規程

第1条 医療法人 正生会が開設する佐藤医院 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### （運営方針）

第3条 事業所は、市町村から要介護認定に係る訪問調査の委託があった場合は、これを受託し、訪問調査を実施する。

- 2 事業所は、要介護者等が保健医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて、その身心の状況、その置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 上記の他「居宅介護支援等の事業の人員及び運営」に関する基準（厚生省令第 39 号、平成 11 年 3 月 31 日付）第 13 条の具体内取り扱い方針を遵守する。

### （事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名称 医療法人 正生会 佐藤医院 居宅介護支援事業所
2. 所在地 南会津郡下郷町大字塩生字下夕原 1317

### （職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 主任介護支援専門員 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。
2. 主任介護支援専門員 2人  
内訳 兼務（管理者と兼務） 1人  
常勤 1人

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保健施設の紹介等を行う。状況に応じて増員し、実態に併せて記載する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日  
月曜日から土曜日までとする。  
ただし日曜日・祝日・国民の休日は休業。  
年末年始・お盆 その他休業日に関しては医療法人 正生会の規則に基づく。
2. 営業時間  
午前8時30分～午後5時30分  
ただし、営業の土曜日は正午まで。

(居宅介護支援の提供方法・内容)

第7条 居宅介護支援事業の提供方法・内容は次の通りとする。

1. 提供方法
  - ①利用者の相談を受ける場合 佐藤医院居宅介護支援事業所
  - ②使用する課題分析の種類 MDS方式及び独自のアセスメント
  - ③サービス担当者会議の開催 佐藤医院居宅介護支援事業所
  - ④居宅訪問 原則としてケアプラン作成前とし、必要に応じて訪問
2. 内容
  - ①市(区)町村からの委託を受けて行う訪問調査
  - ②居宅介護サービス計画の作成
  - ③介護に関わる相談援助や要介護認定の申請手続きの代行
  - ④サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介
  - ⑤その他要介護者等の自立に必要な援助

(通常の事業の実施範囲)

第8条 実施範囲は下郷町とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 1 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は

助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (虐待防止のための措置)

- 第11条 事業所は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重が達成されるように虐待の防止に努める。
- 1 虐待の未然防止と早期発見のため、本人及び家族、地域の情報を把握する。
  - 2 虐待等への迅速かつ適切な対応のため、地域包括支援センターとの連携を図る。
  - 3 虐待防止のため、事業所内での情報の共有や対応方法の検討会、各種研修会等の積極的に参加する。
  - 4 担当責任者は管理者とし、発生した場合はその原因等の分析および再発防止策の検討その評価を事業所内及び地域包括支援センターとともに行う。
  - 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (利用料その他の実施範囲)

- 第12条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じない。
- 2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。なお、タクシーの場合は、実費額とする。

・実施地域境界線から片道概ね	15 km未満	1,000円（税別）
・実施地域境界線から片道概ね	15 km以上	1,600円（税別）
  - 1) 厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に提示する。
  - 2) 交通費の設定にあたっては、実費の範囲内で設定する。
- 3 交通費の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

#### (その他運営に関する留意事項)

第13条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 虐待防止に関する研修
- (3) 権利擁護に関する研修

- (4) 認知症ケアに関する研修
- (5) 感染症に関する研修
- (6) 身体拘束等の適正化に関する研修
- (7) ヤングケアラー、障害、生活困窮者、難病など他制度に関する研修など

従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営雇用等に関する事項は医療法人正生会の規則に準ずる。

(事業継続計画)

第 14 条 業務継続計画 (BCP) の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 15 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

- (付則)
- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
  - この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
  - この規程は、平成 16 年 4 月 から施行する。
  - この規程は 令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
  - この規程は 令和 3 年 4 月 1 日から施行する
  - この規定は 令和 6 年 4 月 1 日から施行する